

改正

平成24年11月15日規則第35号

平成26年11月14日規則第24号

香取市子ども医療費の助成に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、子どもの医療に要する費用を負担する保護者に、当該費用の全部又は一部を助成することにより、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの保健の向上及び子育て支援体制の充実に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 出生の日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 中学校3年生以下の子 子どものうち、出生の日から15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (3) 高校生等 子どものうち、中学校3年生以下の子を除いた者をいう。
- (4) 保護者 子どもの親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該子どもを現に監護するものをいう。
- (5) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 保険給付 医療保険各法の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費及び高額療養費をいう。
- (7) 保険医療機関 健康保険法第63条第3項各号に規定する病院及び診療所並びに薬局並びに同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者並びに厚生労働省地方厚生局長に柔道整復師の施術に係る療養費の受領の委任の取扱いについて承諾された柔道整復師で、市長が子ども医療費助成事業の実施を委託したものをいう。

(助成対象者)

第3条 この規則に定める子ども医療費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する子どもの保護者とする。

- (1) 子どもが市内に居住し住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録されている者
 - (2) 子どもが保険給付を受けることができる被保険者又は被扶養者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、当該子どもの保護者は対象者としなない。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。
 - (2) 子どもに係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除く。）に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の法令による措置により、入所しているとき。
 - (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されているとき。
 - (4) 就職し、保護者の扶養から外れたとき。
 - (5) 婚姻したとき。

(助成の範囲)

第4条 助成の対象となる医療費は、保険給付の対象となる子どもの入院及び通院（在宅におけ

る療養及び看護を含む。以下同じ。)に係るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、子どもの疾病及び負傷等が第三者行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部について損害賠償を受けることができるときは、その限りにおいて助成しないものとする。
- 3 子どもに係る疾病及び負傷等が他の法令等により国、地方公共団体又は独立行政法人日本スポーツ振興センターによる医療に関する給付制度(次条において「公費負担医療制度」という。)の対象となるものである場合には、当該制度を優先して適用させるものとする。

(助成額)

第5条 助成する額は、前条第1項の医療費のうち、医療保険各法又は公費負担医療制度の規定により子どもの保護者が負担すべき額から別表に定める世帯区分(以下「世帯区分」という。)により市長が認定した子ども医療費自己負担金(以下「自己負担金」という。)を控除した額とする。

- 2 前項の規定による認定は、子どもが診療を受けた日の属する年度(4月から7月までの間に診療を受けた場合にあつては、前年度とする。)に係る当該子どもの属する世帯の市町村民税額によるものとする。
- 3 公費負担医療制度による給付を受けた場合並びに医療保険各法の規定による付加給付及びこれに準ずるものがあつた場合は、第1項の助成する額からその額を控除するものとする。

(登録の申請等)

第6条 医療費の助成を受けようとする者は、子ども医療費助成登録申請書(別記第1号様式)により受給資格の登録を市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請をするときは、医療保険各法による被保険者証又は組合員証(以下「被保険者証等」という。)の写し及び市町村民税額を証する書類を添えなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、市町村民税額を証する書類を省略させることができる。
- 3 助成の対象となる期間の始期は、第1項の規定による申請があつた日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(受給資格の登録事項)

第7条 前条の受給資格の登録事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子どもの住所、氏名、性別及び生年月日並びに保護者の住所及び氏名
- (2) 子どもに係る被保険者証等の記載事項
- (3) 自己負担金の額
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(受給資格の認定等)

第8条 市長は、第6条第1項に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、受給資格の認定を行うものとする。

- 2 前項の場合において、受給資格を認定したときは、助成の対象となる子どもが中学校3年生以下の子の場合にあつては子ども医療費助成受給券(別記第2号様式。以下「受給券」という。)を交付し、高校生等の場合にあつては子ども医療費助成受給資格認定通知書(別記第3号様式。以下「認定通知書」という。)により申請者に通知し、受給資格を認定しないときは、子ども医療費助成登録申請却下通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

- 3 受給資格に係る自己負担金の額は、7月1日現在(1月から7月までの申請にあつては、前年7月1日現在)の当該子どもの属する世帯の市町村民税額を確認し、別表に定める世帯区分により決定するものとする。

(中学校3年生以下の子の医療費の助成方法)

第9条 市長は、受給券の交付を受けた助成対象者(以下「受給券対象者」という。)が保険医療機関において受給券及び被保険者証を提示した場合には、当該保険医療機関の請求に基づき、受給券対象者に助成すべき額を当該保険医療機関へ支払うものとする。

- 2 前項の規定による支払がなされたときは、受給券対象者に対し助成を行ったものとみなす。
- 3 受給券対象者が保険医療機関等で保険給付の対象となる中学校3年生以下の子に係る医療費を支払った場合において、助成を受けようとするときは、子ども医療費助成金交付申請書(別記第5号様式。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しな

ればならない。

- (1) 受給券
- (2) 被保険者証等の写し
- (3) 医療内容の明細のある領収書又は保険医療機関等が発行した子ども医療費計算書（別記第6号様式。以下「計算書」という。）
- (4) 第5条第3項に規定する場合にあっては、その旨を証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 前項の規定による申請は、当該申請に係る医療費を支払った日の翌日から起算して2年以内に行わなければならない。

（高校生等の医療費の助成方法）

第10条 認定通知書を受けた助成対象者（以下「認定通知対象者」という。）が、保険医療機関等で保険給付の対象となる高校生等に係る医療費を支払った場合において、助成を受けようとするときは、交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 被保険者証等の写し
- (2) 医療内容の明細のある領収書又は計算書
- (3) 第5条第3項に規定する場合にあっては、その旨を証する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前条第4項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

（助成の決定）

第11条 市長は、第9条第3項及び前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否及び助成額を決定し、子ども医療費助成金交付決定・却下通知書（別記第7号様式）により、当該申請者に通知しなければならない。

（受給資格の変更等）

第12条 第8条の規定により受給資格の認定を受けた助成対象者（以下「助成認定者」という。）は、第6条第1項の規定による申請内容に変更が生じたときは、速やかに子ども医療費助成受給資格変更届（別記第8号様式）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出により受給資格に変更が生じたときは、当該助成認定者に対し、変更後の受給券を交付し、又は子ども医療費助成受給資格変更通知書（別記第9号様式）により通知するものとする。この場合において、受給券対象者は、変更前の受給券を返納しなければならない。

（受給資格の更新等）

第13条 市長は、毎年7月1日現在の各助成認定者の属する世帯の市町村民税額を確認し、別表に定める世帯区分により当該年の8月1日以降の自己負担金の額を決定し、各助成認定者の受給資格の更新を行うものとする。

2 前項の規定による受給資格の更新を行ったときは、受給券対象者に対しは、第15条第2項に規定する受給券の更新方法により、更新後の受給券を交付するものとする。

3 第1項の規定による受給資格の更新を行った場合において、認定通知対象者の受給資格に変更が生じたときは、子ども医療費助成受給資格変更通知書により当該認定通知対象者に通知するものとする。

（受給資格の喪失等）

第14条 助成認定者が、死亡し、又は第3条に規定する助成対象者ではなくなったときは、当該事由の発生した日をもって受給資格を喪失する。

2 前項の規定により受給資格を喪失した場合は、速やかに子ども医療費助成受給資格喪失届（別記第10号様式）を、市長に届け出なければならない。この場合において、当該助成認定者が受給券対象者の場合は、受給券を返納しなければならない。

（受給券の有効期間及び更新）

第15条 受給券の有効期間は、第6条第1項の規定による申請又は第12条第1項の規定による届出（自己負担金の額の変更があった場合に限り。）があった日の属する月の翌月の初日からその日以後最初の7月31日又は満15歳に達した日以後の最初の3月31日のいずれか早い日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

2 市長は、受給券の有効期間が終了した者のうち、引き続き受給資格を有するものに対しては、

有効期間が終了する日の翌日をもって受給券の更新し、更新後の受給券を交付するものとする。
この場合において、受給券対象者は、更新前の受給券を返納しなければならない。

(受給券の再交付等)

第16条 受給券対象者は、受給券を毀損し、若しくは汚損し、又は紛失したときは、子ども医療費助成受給券再交付申請書（別記第11号様式）により市長に受給券の再交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請をする場合において、受給券を毀損し、又は汚損したことによるときは、当該受給券を添えなければならない。

3 受給券対象者は、受給券の再交付を受けた後において、紛失した受給券を発見したときは、速やかに発見した受給券を市長に返納しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第17条 助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(返還)

第18条 市長は、偽りその他不正な行為により助成を受けた者がいるときは、その者から助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

2 助成を受けた者は、保険給付又は損害賠償により、助成に過払が生じることとなった場合は、過払相当額を市長に返還しなければならない。

(高額療養費の請求等)

第19条 市長は、助成認定者が国民健康保険の加入者であって、その者に子どもに係る医療費のうち高額療養費に該当する医療費がある場合は、当該助成認定者から委任を受け、当該子どもの医療費に係る高額療養費の請求及び受領を行うものとする。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 市長は、この規則の施行の日前においても、第8条の規定による受給券の交付その他手続に関し必要な準備行為をすることができる。

附 則（平成24年11月15日規則第35号）

(施行期日)

1 この規則は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の香取市子ども医療費の助成に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成26年11月14日規則第24号）

(施行期日)

1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の香取市子ども医療費の助成に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療費の助成については、なお従前の例による。

別表（第5条第1項）

世帯区分	自己負担金		
	入院 （1日につき）	通院 （1回につき）	保険調剤 （1回につき）
市町村民税所得割 非課税世帯	0円	0円	0円
市町村民税所得割 課税世帯	200円	200円	0円

別 記

- 第1号様式（第6条第1項）
- 第2号様式（第8条第2項）
- 第3号様式（第8条第2項）
- 第4号様式（第8条第2項）
- 第5号様式（第9条第3項）
- 第6号様式（第9条第3項第3号）
- 第7号様式（第11条）
- 第8号様式（第12条第1項）
- 第9号様式（第12条第2項）
- 第10号様式（第14条第2項）
- 第11号様式（第16条第1項）